

## 規 約

## 第一章 総 則

## (名称)

第1条 本倶楽部は、九州ゴルフ倶楽部（以下倶楽部という）と称する。

## (目的)

第2条 本倶楽部は、九州リゾート株式会社（以下「会社」という）が、北九州市八幡東区大字小幡野1467に所有・経営するゴルフ場及びその付帯施設を利用して、会員の健康増進と親睦をはかるとともに、健全なゴルフの普及発達に努めることを目的とする。

## (事務所)

第3条 本倶楽部の事務所は、ゴルフ場のクラブハウス内に置く。

## 第二章 会 員

## (会員の構成)

第4条 本倶楽部（18ホールズ）の会員は、会社が認めた会員によって構成する。

## (会員の種類)

第5条 本倶楽部の会員は次のとおりとする。

1. 名誉会員
2. 特別会員
3. 正会員（個人・法人）

第6条 名誉会員とは、当倶楽部または会社に特別の功績があった者で、会社が推薦した者をいう。

第7条 特別会員とは、正会員であり、倶楽部に特別の援助をした者で、倶楽部の充実と健全な発展に協力、援助する会員をいう。

第8条 正会員とは、次条の手続きを経て会員の資格を取得した者をいう。

## (会員の資格)

第9条 1. 本倶楽部に入会を希望する者は、会社に対し所定の入会手続きを行い、会社の承認を得た後、会社に対し会員資格保証金を預託しかつ入会金を支払わなければならない。  
2. 前項の手続きを完了した者は、会員としての資格を取得する。

## (会員資格保証金)

第10条 1. 会員資格保証金は全額会社に預託する。  
2. 会員資格保証金には利子及び配当をつけない。

## (入会金)

第11条 入会金はいかなる場合にも、会員はこの返還を請求し得ない。

## (会員資格保証金の返還)

第12条 会員資格保証金は、会社の清算時に返還するものとする。

## (会員資格保証金の譲渡)

第13条 会員資格保証金は正式開場後、1年間を経過した後は会員募集期間中を除き名義書換申請書を会社に提出し、承認があったときは、別に定める名義書換料を納入の上、別紙細則に基づきこれを譲渡することができる。但し、年会費等の未納がある場合は、名義書換手続をすることができない。会社は必要な場合、一定期間名義書換を停止することができる。

## (会員の権利)

第14条 会員は会社が定めた休業日を除く全ての開場時間内に本ゴルフ場の施設を利用することができる。

## (会員の義務)

第15条 会員は次の各号の義務を負う。  
1. 理事会が決議した事項を遵守すること。  
2. 規約その他倶楽部の諸規則を遵守すること。  
3. 所定の利用料金を納入すること。  
4. 年会費を納入すること。  
5. 本倶楽部の秩序を乱し、名誉を傷つける行為をしないこと。  
6. 本倶楽部に登録されている事項、住所、地位等に変更があった時は、速やかに届け出ること。

## (会員資格の喪失)

第16条 会員は次の場合その資格を失う。  
1. 会員資格保証金の返還を受けたとき。  
2. 会員資格保証金を他に譲渡したとき。  
3. 除名。  
4. 死亡。  
5. 特殊な地位にあるため推挙された名誉会員が、その地位をはなれたとき。

## (権利の停止・退会の催告・除名)

第17条 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会は会員の権利を一時停止し、または退会を催告し、もしくは除名することができる。  
1. 本規約その他諸規則に違反したとき。  
2. 本倶楽部の秩序を乱し、名誉を毀損したとき。  
3. 会社及び理事会の諸支払いの催告があっても完納しないとき。  
4. その他理事会において処分妥当と認めるとき。

## (入会の拒否)

第18条 刑事事件に依り禁固以上の刑を処せられた者、賭博、不良行為、暴力団関係者その他の事由等により本倶楽部の会員としてふさわしくないもの。

## 第三章 役 員

## (役員)

第19条 1. 本倶楽部は次の役員をおく。  
理事長 1名 代表理事 1名 理事 若干名  
2. 役員は任期は2ヶ年とする。但し再任をさまたげない。  
3. 役員は欠員により就任した役員は、前任者の残存期間とする。  
4. 役員は全て名誉職とする。

## (理事長)

第20条 1. 理事長は本倶楽部を代表し、会務を総括する。但し理事長に差し支えあるときは、代表理事にその職務を代行させることが出来る。  
2. 理事長は倶楽部会員の中から会社取締役会において委嘱する。

## (代表理事)

第21条 代表理事は倶楽部会員の中から会社取締役会において委嘱する。

## (理事及び理事会)

第22条 1. 理事は倶楽部会員の中より会社取締役会において推挙し、理事長がこれを委嘱する。  
2. 理事会は円滑な倶楽部運営のため、次の事項を会社と協議の上決定し、会社がこれを執行する。  
(イ) 細則、その他業務運営上必要な諸規則の制定改廃。  
(ロ) その他必要な事項。  
3. 理事会が必要と認めるときは、理事長は倶楽部会員の中から名誉理事長・キャプテン・名誉書記・名誉会計を選出し、委嘱することが出来る。  
4. 理事会は理事長が招集し、議長となる。理事会の決議は理事の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立する。可否同数のときは議長が決する。

## (委員)

第23条 1. 理事会が必要と認めるときは、次の委員をおくことがある。  
(イ) 総務委員 (ロ) グリーン委員  
(ハ) コンペティション委員 (ニ) ハンディキャップ委員  
(ホ) ハウス委員 (ヘ) キャディ委員  
(ト) エチケット委員 (チ) その他必要な委員  
2. 委員及び委員長は、倶楽部会員の中から理事会の推挙により理事長が委嘱する。  
3. 理事との重任はさまたげない。

## 第四章 会 計

第24条 本倶楽部はその収入一切を会社の収入とし、会社はこれを以ってゴルフ場の施設運営並びに倶楽部の通常経費に充当する。

## 第五章 付 則

第25条 その他必要な事項については細則を以って別にこれを定める。

第26条 理事会発足以前における理事会の業務は、会社取締役会において代行する。

第27条 本倶楽部の事業年度は毎年7月1日より始まり、翌年6月30日で終る。